

選挙公報配送業務の目的と配送期限について

選挙公報は有権者が投票を行う際の参考となる媒体であり、公職選挙法第 170 条の定めにより、選挙期日の 2 日前(7月18日)までに全ての世帯への配布が完了している必要があるものです。

配送担当者の皆様は、配送先から各世帯への配布日数を確保するためにも、速やかな配送を行い、配送期限の7月 11 日までに、必ず全ての配送先への配送を完了するようお願いいたします。

なお、配送台帳に書かれている各配送先からのお届け場所やお届け時間の希望についても可能な限り対応していただきますよう、重ねてお願いいたします。